

**入札参加資格制限措置の概要**

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	桜田工業株式会社	（代表取締役 桜田 善保）
	法人番号	3380001007937
住 所	福島県田村市滝根町広瀬字石崎 2 4	

2. 措置期間

令和 7 年 4 月 27 日 ～ 令和 7 年 7 月 26 日 （ 3 か月 ）

3. 事実概要

当該人が令和4年10月18日に契約した県中建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁下部）」（第22-41320-0154号）において、令和6年3月25日の竣工検査に合格し、発注者に工事目的物を引き渡した。

その後、道路改良工事の受注者による確認測量したところ、A2橋台踏掛版用アンカーボルトの位置が誤っていることが判明し、設計位置にアンカーボルトを施工し直すこととなった。

このため、発注者により令和6年12月12日付けで福島県工事請負契約約款の契約不適合責任に基づき、修補を請求された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の2（過失等による粗雑工事）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の2】

措 置 要 件	期 間
<b>（過失等による粗雑工事）</b> 2 県発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上1 2 か月以 内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町 2 - 1 6  
（電話） 0 2 4 - 5 2 1 - 7 8 9 9